

## 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会設置要領

### (設置)

第1条 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）が、町田市立学校の新たな学校づくりのあり方にかかる調査審議に必要な事項を検討するために、町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会（以下「部会」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、審議会で新たな学校づくりのあり方を調査審議するために必要となる以下の事項について検討する

- (1) 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 部会は、表1のとおり組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の検討が終了したときまでとする。

### (部会長等)

第5条 部会に部会長を置き、審議会委員の互選により定める。

- (1) 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、出席した部会員のうち、表1（1）から（4）の部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、教育総務課で処理する。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、2020年5月12日から施行する。

表1 新たな学校づくりのあり方検討部会員

所属等	人数
(1) 学識経験を有する者	1人
(2) 市立学校の児童又は生徒の保護者	2人以内
(3) 市立学校におけるボランティア等の経験を有する者	2人以内
(4) 市立学校の教職員の代表	2人以内
(5) 学校教育部長	1人
(6) 教育委員会学校教育部教育総務課	各課 3人以内
(7) 教育委員会学校教育部施設課	
(8) 教育委員会学校教育部学務課	
(9) 教育委員会学校教育部保健給食課	
(10) 教育委員会学校教育部指導課	
(11) 教育委員会学校教育部教育センター	

※部会長は、調査審議に必要と認める場合には、上記以外の者を招集することができる。